久慈広域連合

東日本大震災に伴う介護保険サービス利用料 減免制度の期間延長のお知らせ

久慈広域連合では、東日本大震災により被災された方の介護保険サービス利用者負担額について、 次のとおり減免の期間を延長します。

久慈広域連合介護保険課またはお住まいの市町村の介護保険担当課に申請してください。

減免の期間等について

	変更前	変更後
減免の期間	平成 23 年3月1日から平成 25 年3月 31 日までの間のサービス利用分	平成 23 年3月1日から平成 25 年 12 月 31 日までの間のサービス利用分
申請の期限	平成 25 年3月 31 日	平成 26 年 1 月 31 日



減免申請について

対象となる方

- ・ 本人または主たる生計維持者が居住する住宅に「半壊」以上の 損害を受けた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受け た方
- ・ 主たる生計維持者が長期入院したことにより著しく収入が減少 した方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止または休業した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

申請に必要なもの

- 介護保険利用者負担額・免除申請書
- ・ 被災の状況等を示す書類(り災証明書または失業証明書など損害の程度がわかるもの)
- 印鑑

※原発事故被災者に係るサービス利用料及び介護保険料についても延長しています。詳しい内容については下記にお問い合わせください。

地域密着型サービス事業等の基準を定める条例を制定しました

介護保険法の一部改正に伴い、介護サービス事業者の指定に関する基準などに 関する条例を定めました。条文など詳しくは、ホームページにも掲載しています。

お問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 電話 0194-61-3355 http://www.kuji-kouiki.jp/